

地区計画区域内における建築等の届出について

地区計画区域内において次の行為を行おうとする者は、その行為の着手の30日前までに市長へ届出をすることが義務付けられています。

1. 建築物の建築又は工作物の建設
2. 建築物等の形態又は意匠の変更 など

届出に必要な書類

1. 届出書（別記様式第11の2）
2. 添付書類
 - 1) 位置図……行為の場所を表示する図面（1/10,000 都市計画図）
 - 2) 配置図……敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
 - 3) 立面図……二面以上の立面図で、外壁等の色彩を表示した図面（縮尺 1/50以上）
 - 4) その他参考となるべき事項を記載した図書
3. 書類の提出部数
 - 1) 届出書及び添付図面……正本 1部、副本 2部（本人通知用含む）

変更届出

届出に係る事項を変更する場合には、変更に係る行為に着手する日の30日前までに変更届を提出してください。（別記様式11の3）
 なお、届出書類及び届出部数等については上記と同じです。

1. 地区計画の名称及び位置（対象区域地図参照）

	名 称	位 置
①	南地区地区計画	天草市栄町、港町、南新町、太田町、東町及び亀場町亀川の一部
	小松原地区地区計画	天草市小松原町の一部
	北地区地区計画	天草市今釜町、八幡町、北原町、中村町及び丸尾町の一部
②	戸崎地区地区計画	天草市本渡町の一部

2. 地区整備計画

		①	②
建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度		ホテル立地部分・・・20m 温泉センター部分等・・・10m
	壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0mをこえる門若しくはへいは、計画図に表示する壁面線（都市計画道路井手の原亀川線の道路境界線から1.0m後退した線）を超えて建築してはならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁や看板は、周囲の景観との調和を図り、いたずらに刺激的な色彩を避けること。 建築物の形態及び意匠は周辺の景観や丘陵地の緑地などと調和のとれたものとする。	
	その他の工作物の制限	広告物、看板類等の工作物の築造については「壁面の位置の制限」の規定を準用する。 ただし、歩道のかく部分からの高さが2.5mをこえる部分については、この限りでない。	